

令和8年度 第4回農業委員会総会 (8. 7. 17)
開 会 午後3時30分 小平市役所 6階 601会議室

議 長 ～ ただいまから、令和8年度・第4回農業委員会総会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めているよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ござい
ませんか。

全 員 ～ 異議なし。

議 長 ～ 5番 尾崎委員、6番 清水委員にお願いします。

第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件

議 長 ～ 1番 申 請 者
2番 申 請 者

以上2件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 第1号議案から第3号議案の現地調査につきましては、7月15日午前
に3番川島委員、2番中村委員及び事務局、同日午後に10番滝島委員、
6番清水委員及び事務局とで行っております。

1番及び2番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業
の主たる従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。

1番
現地案内図は、1ページ、1番です。
10番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番滝島委員～ 現地は、ウメ、カリン、サツマイモが作付けされておりました。下草もなく綺麗に
管理されており、問題ございません。

事 務 局 ～ 2番
現地案内図は、2ページ、2番です。
10番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番滝島委員～ 現地は、ブドウ、ナシ、クリが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理さ
れており、問題ございません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上2件を従事者として証明することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議 長 ～ 3 番 申 請 者
 4 番 申 請 者
 5 番 申 請 者
 6 番 申 請 者
 7 番 申 請 者
 8 番 申 請 者
 9 番 申 請 者
 10 番 申 請 者
 11 番 申 請 者

以上9件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 3 番から11番につきましては、相続税納税猶予継続手続きのために3年ごとの証明を発行するものでございます。

3 番
現地案内図は、3 ページ、3 番です。
3 番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3 番川島委員～ 現地は、ナス、トマト、カボチャ、トウモロコシ、カキ、ブルーベリーが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事 務 局 ～ 4 番
現地案内図は、4 ページ、4 番です。
10 番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10 番滝島委員～ 現地は、スイカ、サツマイモ、サトイモが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事 務 局 ～ 5 番
現地案内図は、5 ページ及び6 ページ、5 番です。
3 番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3 番川島委員～ 現地は、カキ、キウイ、植木、ナス、イチジク、キュウリ、ブルーベリーなどが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

- 事務局～ 6番
現地案内図は、7ページ、6番です。
3番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 3番川島委員～ 現地は、ナス、カキ、ネギ、エダマメ、トマト、インゲンなどが作付けされておりました。適正に管理されており、問題ございません。
- 事務局～ 7番
現地案内図は、8ページ、7番です。
10番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 10番滝島委員～ 現地は、ハナミズキ、ヤマボウシ、ツツジ、夏野菜が作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。
- 事務局～ 8番
現地案内図は、9ページ、8番です。
10番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 10番滝島委員～ 現地は、ネギ、ポップコーン、エダマメ、トマト、オクラなどが作付けされておりました。適正に管理されており、問題ございません。
- 事務局～ 9番
現地案内図は、10ページ、9番です。
10番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 10番滝島委員～ 現地は、クリ、ラッカセイ、ポップコーン、オクラ、サトイモなどが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。
- 事務局～ 10番
現地案内図は、11ページ、10番です。
3番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 3番川島委員～ 現地は、サトイモ、ネギ、キュウリ、トマト、エダマメ、インゲン、ブルーベリーなどが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。
- 事務局～ 11番
現地案内図は、12ページ、11番です。
10番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 10番滝島委員～ 現地は、アボカド、オリーブ、レモンが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上 9 件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

第3号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく申請の件

議 長 ～ 1 2 番 申 請 者

以上 1 件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 1 2 番につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る農地の貸借のための事業計画を審議するものでございます。

1 2 番

現地案内図は、1 3 ページ、1 2 番です。

1 0 番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1 0 番滝島委員～ 現地は、一部管理が行き届いていない箇所が見受けられましたので、適正に管理するよう指導を行いました。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上 1 件につきまして、事業計画決定といたします。以上が今月の議案でございます。

次に、6 月 1 1 日から 7 月 1 0 日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第 1 号 農地転用のための届出の件 （法第 4 条）

議 長 ～ 1 3 番 申 請 者

以上 1 件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局 ～ 今回報告の法第 4 条及び法第 5 条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。また、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、理由書を添付していただきました。

13番

現地案内図は、14ページ、13番です。

転用目的は駐車場です。現況は宅地でございます。

以上1件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を7月15日をもって行いましたので報告いたします。

以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ な し

議長～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

第2号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 （法第5条）

議長～

14番 譲受人

譲渡人

15番 譲受人

譲渡人

16番 譲受人

譲渡人

以上3件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 14番

現地案内図は、15ページ、14番です。

転用目的は共同住宅で、権利の内容は所有権の移転です。

現況は宅地でございます。

15番

現地案内図は16ページ、15番です。

転用目的は専用住宅及び公衆用道路、公園で、権利の内容は所有権の移転です。

現況は宅地でございます。

16番

現地案内図は18ページ、16番です。

転用目的は駐車場及び資材置場、物置で、権利の内容は所有権の移転です。

現況は宅地でございます。

以上3件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を6月24日及び7月15日をもって行いましたので報告いたします。
以上でございます。

議 長 ～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

生産緑地の取得あっせんについて

議 長 ～ 生産緑地の取得あっせんについて2件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局 ～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

17番

現地案内図は、19ページ、17番です。

18番

現地案内図は、20ページ、18番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりでございます。

以上でございます。

議 長 ～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。